

## 2. 地域密着型サービス事業所における運営推進会議の役割について

### 1. 運営推進会議の目的

運営推進会議は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業者による「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることを目的として設置されるものです。

#### 運営推進会議の議題として挙げられるもの

- ①活動状況の報告
- ②活動状況の評価
- ③事業所への要望、助言などの意見聴取
- ④その他報告事項

### 2. 運営推進会議の構成員

- ①利用者
- ②利用者の家族
- ③地域住民の代表者
- ④市町村の職員又は地域包括支援センターの職員
- ⑤当該事業について知見を有する者等

#### 留意事項

毎回の運営推進会議に、全ての構成員が参加しなければならないということではありませんが、会議の議題に応じて適切な関係者が参加しなければなりません。したがって、運営推進会議の目的である「地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ること」を達成するため、「活動状況の報告」、「活動状況の評価」、「事業所への要望、助言などの意見聴取」が議題に挙げられる場合は、全ての構成員の参加が必要であると考えます。

また、小規模多機能型居宅介護事業においては、「運営推進会議を活用した評価 ※1」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須となります。

※1 1年に1回以上行う自己評価結果についての外部評価

### 3. 運営推進会議の開催頻度

- |               |         |                |
|---------------|---------|----------------|
| ①小規模多機能型居宅介護  | 2月に1回以上 | } の定期開催が必要（必須） |
| ②認知症対応型共同生活介護 | 2月に1回以上 |                |
| ③地域密着型通所介護    | 6月に1回以上 |                |

### 4. 運営推進会議の合同開催について

運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から以下の条件を満たす場合に運営推進会議の合同開催が可能です。

- ①利用者及び利用者家族を匿名にするなど、個人情報・プライバシーが保護されていること
- ②原則、同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、地域の実情に合わせて、町村区域の単位内に所在する事業所であっても差し支えない。
- ③合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
- ④小規模多機能型居宅介護事業においては、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催とすること。

## 5. 運営推進会議報告書の提出について

地域密着型サービスの制度開始以降、運営推進会議報告書をご提出していただいておりますが、最近提出していただけていない事業所が見受けられます。

運営推進会議を開催した場合は、必ず隠岐広域連合介護保険課までご提出いただきますよう再度お願いいたします。

## 6. 関係法令等

### 関係法令

1. 隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例 (H25. 2. 8 条例第 1 号)
2. 隠岐広域連合指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (H25. 2. 8 条例第 3 号 最終改正 H30. 2. 13 条例第 11 号)
3. 隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則 (H25. 3. 28 規則第 4 号 最終改正 H30. 3. 29 規則第 5 号)
4. 隠岐広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則 (H25. 3. 28 規則第 5 号 最終改正 H30. 3. 29 規則第 6 号)

### 解釈通知

1. 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (H18. 3. 31 老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)

### 関連 Q & A

1. 介護制度改革 INFORMATION Vol. 102 「指定認知症対応型共同生活介護等に関する Q&A / 平成 18 年 4 月改定関係 Q&A (VOL4)」 (H18. 5. 2) 問 11, 問 12
2. 介護制度改革 INFORMATION Vol. 127 「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関する Q&A」 (H18. 9. 4) 問 16, 問 17
3. 介護保険最新情報 Vol. 454 「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A」 (H27. 4. 1) 問 160